

○余市町情報公開条例施行規則

平成13年6月27日

規則第28号

改正 平成14年3月29日規則第13号

平成17年11月15日規則第27号

平成27年10月2日規則第37—3号

平成28年3月31日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、余市町情報公開条例（平成12年余市町条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(文書等公開請求書)

第2条 条例第6条に規定する文書等の公開請求（以下「公開請求」という。）は、文書等公開請求書（第1号様式）により行うものとする。

(文書等公開決定期間延長通知書)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、文書等公開決定期間延長通知書（第2号様式）により行うものとする。

(文書等公開決定通知書等)

第4条 条例第7条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 文書等の公開をする決定をしたとき 文書等公開決定通知書（第3号様式）

(2) 文書等の一部を公開する決定をしたとき 文書等部分公開決定通知書（第4号様式）

(3) 文書等の公開をしない決定をしたとき 文書等非公開決定通知書（第5号様式）

(文書等の存否を明らかにしない決定通知書)

第5条 条例第13条第3項において準用する条例第7条第3項に規定する通知は、文書等の存否を明らかにしない決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(文書等不存在通知書)

第6条 条例第14条に規定する通知は、文書等不存在通知書（第7号様式）により行うものとする。

(第三者に関する情報が記録されている文書等の公開決定通知書)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、第三者に関する情報が記録されている文書等の公開決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(文書等の閲覧)

第8条 文書等を閲覧するものは、当該文書等を丁寧に取扱うとともに、これを汚損若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反するものに対しては、文書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 文書等が電磁的記録等であるため、直接、閲覧できない情報については、紙に印字したものにより閲覧に供することを原則とする。

(費用負担)

第9条 条例第15条第2項の規定による写しの交付及び送付に要する費用は、次に掲げるとおりとし、前納しなければならない。

区分		金額等	
庁舎に備えてある複写機による複写	モノクロ	A3判まで	1面につき 10円
		A3判を超えA0判まで	1枚につき 70円
	カラー	A3判まで	1枚につき 50円
外部の業者に委託して複写する場合		当該複写に要した額	
録音テープその他の媒体の複製によるもの		当該複写に要した額	
送付に要する費用		当該送付に要する郵送料等の額	

2 文書等の写しの交付部数は、公開請求があった文書等1件名につき1部とする。

3 複写は、原寸大とする。

(余市町情報公開審査会への諮問)

第9条の2 条例第16条第1項に規定する審査請求は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第16条に規定する公開等の決定に係るもの 審査請求書(第9号様式)

(2) 条例第16条に規定する公開請求に係る不作為に係るもの 審査請求書(第9号の2様式)

2 条例第16条第2項に規定する諮問は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 前項第1号に係るもの 審査請求事案諮問書(第10号様式)

(2) 前項第2号に係るもの 審査請求事案諮問書(第10号の2様式)

3 実施機関の長は、前項の諮問を行う場合は、審査請求事案諮問書に次の各号に掲げる書類(公開請求に係る不作為に係るもの場合は、第3号を除く。)を添付するものとする。

(1) 審査請求書の写し

- (2) 文書等公開請求書の写し
- (3) 文書等公開請求に対する決定の通知書の写し
- (4) 審査請求の概要書（第11号様式）
- (5) 理由説明書（第12号様式）
- (6) 弁明書の写し
- (7) 反論書の写し（提出があった場合に限る。）
- (8) 参加人意見書の写し（提出があった場合に限る。）
- (9) その他必要な書類

（文書等の検索資料）

第10条 条例第25条に規定する文書等の検索に必要な資料は、総務部総務課に備え置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、文書等の検索に必要な資料の作成及び縦覧に関し必要な事項は、町長が定める。

（運用状況の公表）

第11条 条例第30条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を町広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開・非公開の決定の件数
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月2日規則第37—3号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

文書等公開請求書

年 月 日

余市町長 様

住所 ()
氏名 ()
電話番号

余市町情報公開条例第6条の規定により、次のとおり文書等の公開を請求します。

1 請求に係る文書等の名称又は内容	
2 公開の区分	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送 (4) その他 ()

注1 上記の各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○印で囲んでください。

2 請求に係る文書等の名称又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。

担当部課 (記入不要)

第2号様式(第3条関係)

文書等公開決定期間延長通知書

○ ○ ○ 号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日公開請求のあった文書等について、余市町情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公開するかどうかを決定する期間を延長したので通知します。

1 文書等の名称	
2 決定期間満了日	年 月 日
3 期間を延長する理由	
4 延長後の決定期間満了日	年 月 日
5 担当部課等	部 課 係
6 備考	

付記 この通知に対する質問については、(内線)まで、お問合せください。

第3号様式(第4条関係)

文書等公開決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日に公開請求のあった文書等について、余市町情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定をしたので通知します。

1 文書等の名称		
2 公開の方法	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送 (4) その他 ()	
3 公開の日時及び 場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場 所	
4 担当部課等	電 話	部 課 係 (内線)
5 備 考		

注 1 指定された公開の日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等に連絡してください。

2 公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

第4号様式（第4条関係）

文書等部分公開決定通知書

年 月 日

様

余市町長

印

年 月 日に公開請求のあった文書等について、余市町情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定をしたので通知します。

1 文書等の名称		
2 公開の方法	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送 (4) その他 ()	
3 公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場 所	
4 公開しない部分の概要及びその理由	概 要	
	理 由	
5 公開しない部分を公開することができる期日	年 月 日	
6 担当部課等		
7 備 考		

- 注 1 指定された公開の日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等に連絡してください。
- 2 公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 5の欄は、公開しない部分について公開することができる期日があらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の公開を希望する場合には、当該期日後に改めて公開請求をしてください。

- 教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第5号様式（第4条関係）

文書等非公開決定通知書

号
年 月 日

様

余市町長

印

年 月 日公開請求のあった文書等について余市町情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

1 文書等の名称	
2 公開しない理由	
3 公開することができる期日	年 月 日
4 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
5 備考	

付記 3の欄は、公開することができる期日をあらかじめ明示することができる場合に、その期日を記入してありますので、公開を希望する場合には、当該期日以後に改めて公開請求をしてください。

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第6号様式(第5条関係)

文書等の存否を明らかにしない決定通知書

年 月 日
号

様

余市町長

印

年 月 日公開請求のあった文書等について余市町情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり文書等の存否を明らかにしないことと決定したので通知します。

1 請求に係る文書等の名称又は内容	
2 文書等の存否を明らかにしない理由	余市町情報公開条例第13条第1項に該当
3 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)
4 備考	

教示1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として(訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第7号様式 (第6条関係)

文書等不存在通知書

号
年 月 日

様

余市町長 印

年 月 日公開請求のあった文書等について文書等が存在しないので、
余市町情報公開条例第14条の規定により通知します。

1 請求に係る文書等の 名称又は内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 部 課 等	部 課 係 電話 (内線)
4 備 考	

- 246 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、余市町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を経過したとき又は当該決裁の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第8号様式(第7条関係)

第三者に関する情報が記録されている文書等の公開決定通知書

〇 〇 〇 号
年 月 日

様

余市町長 印

あなたに関する情報が記録されている文書等について、余市町情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

1 文書等の名称		
2 文書等に記録されているあなたに関する情報の内容		
3 公開決定年月日及び公開の日時・場所	公開決定年月日	年 月 日
	公開の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	公開の場所	
4 担当部課等	部 課 係 電話 (内線)	
5 備考		

付記 この通知書に対する質問については、(内線)まで、お問合せください。

第9号様式（第9条の2第1項関係）

審 査 請 求 書
（公開等の決定に係るもの）

年 月 日

余市町長 様

審査請求人
住 所
氏 名
連絡先電話番号

次のとおり審査請求いたします。

1 審査請求に係る決定の内容

.....
.....
.....

2 審査請求に係る決定があったことを知った年月日
年 月 日

3 審査請求の趣旨及び理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

4 処分庁の教示の有無及びその内容 有 ・ 無

.....
.....
.....

第9号の2様式（第9条の2第1項関係）

審 査 請 求 書
（不作為に係るもの）

年 月 日

余市町長 様

審査請求人
住 所
氏 名
連絡先電話番号

次のとおり審査請求いたします。

1 当該不作為に係る決定についての申請の内容

.....
.....
.....

2 当該不作為に係る決定についての申請の年月日

年 月 日

3 審査請求の趣旨

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

第10号様式（第9条の2第2項関係）

審査請求事案諮問書
（公開等の決定に係るもの）

号
年 月 日

余市町情報公開審査会会長 様

余市町長 印

行政不服審査法による審査請求がありましたので、余市町情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

審査請求に係る決定の対象となった文書等の名称又は内容		
審査請求に係る決定の内容		
決定の根拠及び 具体的理由	根 拠	余市町情報公開条例第 条第 号に該当
	具体的理由	
審査請求があった日		年 月 日
所 管 課		部 課 係
添 付 書 類		<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求の写し 2 文書等公開請求書の写し 3 公開請求に対する決定の通知書の写し 4 審査請求書の概要書 5 理由説明書 6 弁明書の写し 7 反論書の写し（提出があった場合に限る。） 8 参加人意見書の写し（提出があった場合に限る。） 9 その他必要な書類
備 考		
※ 事 案 番 号		諮問第 号

（注）※印の欄には、記入しないでください。

第10号の2様式（第9条の2第2項関係）

審査請求事案諮問書
（不作為に係るもの）

号
年 月 日

余市町情報公開審査会会長 様

余市町長 印

行政不服審査法による審査請求がありましたので、余市町情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

審査請求に係る不作為の対象となる個人情報の名称又は内容	
審査請求に係る不作為の対象となる申請の内容	
審査請求があった日	年 月 日
所 管 課	部 課 係
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求の写し 2 文書等公開請求書の写し 3 審査請求書の概要書 4 理由説明書 5 弁明書の写し 6 反論書の写し（提出があった場合に限る。） 7 参加人意見書の写し（提出があった場合に限る。） 8 その他必要な書類
備 考	
※ 事 案 番 号	諮問第 号

（注）※印の欄には、記入しないでください。

第11号様式（第9条の2第3項関係）

審査請求の概要書

- 1 審査請求人の住所及び氏名
住 所
氏 名
- 2 審査請求年月日
年 月 日
- 3 審査請求書受理年月日
年 月 日
- 4 審査請求の対象となった決定
- 5 審査請求の対象となった決定の概要
公開請求の内容
・対象文書等

・非公開部分の非公開理由
- 6 原処分課
部 課
- 7 審査請求の趣旨
- 8 審査請求の理由
- 9 経 緯
- 10 その他（特記事項等）

第12号様式（第9条の2第3項関係）

理 由 説 明 書

1 対象文書等の内容

2 非公開理由

3 審査請求理由に対する弁明

- 第1号様式 (第2条関係)
- 第2号様式 (第3条関係)
- 第3号様式 (第4条関係)
- 第4号様式 (第4条関係)
- 第5号様式 (第4条関係)
- 第6号様式 (第5条関係)
- 第7号様式 (第6条関係)
- 第8号様式 (第7条関係)
- 第9号様式 (第9条の2第1項関係)
- 第9号の2様式 (第9条の2第1項関係)
- 第10号様式 (第9条の2第2項関係)
- 第10号の2様式 (第9条の2第2項関係)
- 第11号様式 (第9条の2第3項関係)
- 第12号様式 (第9条の2第3項関係)